

浜松市告示第 478-1 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により撤去した自転車等を同条例第 13 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 27 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 9 年 2 月 27 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

（1）返還時に必要となるもの

ア 費用（自転車 2, 040 円、原動機付自転車 3, 050 円）

イ 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

ウ 自転車等のカギ

エ 身分を証明できるもの

（2）浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

053-458-7671

（3）保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車

8 台

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域内)

[illegible]

浜松市告示第 478-2 号

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 6 年浜松市条例第 17 号）第 12 条第 2 項の規定により撤去した自転車等を、同条例第 14 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 27 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和 9 年 2 月 27 日

4 保管及び返還を行う場所

浜松市中央区北寺島町 6 1 7 - 6 浜松市自転車等保管所

5 その他市長が必要があると認める事項

(1) 返還時に必要となるもの

ア 保管自転車等引取通知書（送付された方のみ）

イ 自転車等のカギ

ウ 印鑑

エ 身分を証明できるもの

(2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取り扱い日時

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 電話番号

0 5 3 - 4 5 8 - 7 6 7 1

(3) 保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車 2 台

別紙

「撤去・保管自転車等一覧」

(区域外)

[illegible]